



**DEPARTMENT OF THE NAVY**  
COMMANDER US NAVAL FORCES JAPAN  
COMMANDER NAVY REGION JAPAN  
PSC 473 BOX 12  
FPO AP 96349-0001

5000  
Ser N00/0111  
2022年6月1日

メモランダム

発信者：在日米海軍司令部

受信者：配布閲覧用

件名： 在日米海軍におけるマスク着用に関する措置（アップデート X）

参考資料： (a) **COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser/N00/0750 (2022年4月29日)**  
(b) **OSD Memo (2022年4月4日)**  
(c) **COMUSFJ Force Public Health order 22-004 (2022年6月1日)**

1. 参考資料(a)にある在日米海軍におけるマスク着用に関する措置（アップデート **IX**）は取り消され、このメモランダムの内容が優先される。参考資料（a）の配布は停止すること。
2. COVID-19の市中感染レベルが高い。参考資料（b）に従い、市中感染が多い地域では、国防総省（DoD）はすべての軍人、連邦職員、契約職員、ビジターに対し、ワクチン接種の有無にかかわらず、室内の米軍施設、DoD 所有、リースまたはその他管理する敷地および施設内においてはマスクの着用を必要とする。また公用車両もしくは乗車定員数が少ない輸送手段を他者と共に利用する場合にも、マスクを着用すること。
3. COVID-19の市中感染レベルが中低度および低い。市中感染が中程度および低い地域では、参考資料（b）および（c）に従い、DoD の施設ではマスクの着用は必要ではない。在日米海軍司令部（CNFJ）の施設においては以下の事項を遵守する必要がある。
  - a. 基地司令官は特定の場所や特定のイベントの際には DoD およびホスト国関係者の健康保全のため追加的なマスク着用要件を課すことができる。
  - b. 市中感染レベルが高くない地域での屋内に関しては、基地司令官、テナント部隊指揮官、テナント施設管理者がそれぞれの監督下にあるエリアのマスク着用指針を決定する権限を有する。マスクの着用が必要とされるエリアでは、方針を承認した権限保有者の識別を含め明確に表示する必要がある。特に表示されていないすべての屋内エリアではマスク着用は任意とみなされる。
  - c. SOFA 施設内でのバスや車両への乗車時、もしくは SOFA 施設間を直接移動する車両（スクールバス、基地内バス、基地内タクシー、自家用車）に乗車する人員は軍施設司令官および車両運用担当者が許可した場合、COVID-19 の市中感染レベルが中程度および低い場所ではマスク着用は不要である。マスク着用が必要とされる場合には、方針を承認した権限保有者の識別を含めその旨を明示すること。特に表示されていない基地内の交通機関ではマスク着用は任意とみなされる。

4. COVID-19 の市中感染レベルにかかわらず、すべてのエリアに対する方針。

- a. 当ガイダンスで必須とされない場合、マスクの着用は個人が選択できる。
- b. すべての人員は参考資料（c）並びに当ガイダンスを遵守するために、必要に応じてマスクの着用ができるように常にマスクを携行または所持していること。
- c. DoD の医療施設では、すべての職員、訪問者、患者はマスクを着用しなければならない。
- d. 3 項 c 条で免除される場合を除き、国防総省すべての公共交通機手段（輸送機、水上輸送、バス、タクシー、相乗りなど）ではマスクを着用することとする。この項目は、戦術的軍用車両および航空機（艦船、潜水艦、戦術航空機など）には適用されない。
- e. 海軍施設以外の DoD 施設に勤務する在日米海軍司令部の人員は、勤務施設におけるマスク着用の方針に従うこと。

5. COVID-19 の市中感染レベルにかかわらず、軍施設外の日本における方針。 マスク着用のガイダンスが下記より厳しい場合、職員はホスト国の政策、もしくは掲示されたマスク着用のサインに従わなければならない。職員は地域社会の方針を尊重することが求められる。

- a. 軍施設外ではワクチン接種の状況にかかわらず常時マスクを着用とする。ただし、自宅や宿泊施設内自室、自家用車内、および飲食中は例外とする。
- b. 軍施設外では職員が SOFA 人員以外とソーシャルディスタンス（2m）を継続して保つことができる場合、マスクを外しても良い。定期的な交流がある家族や SOFA 人員同士の場合、ソーシャルディスタンスを取る必要はない。小学校入学前（5 歳以下）の子供は、屋外でマスクを着用する必要はない。
- c. 駅構内および駅のホーム、バス停、空港を含むすべての公共交通機関においては、引き続きマスクの着用は義務とする。

6. COVID-19 の市中感染レベルは、CNFJ の施設が所在する都道府県/地域の市中感染件数率を測定し決定される。各基地施設におけるマスク着用条件と関連する市中感染件数率は CNFJ が週ごとに公布する。

7. 各基地施設司令官は所属しているすべての人員が、施設の内外を問わず、各基地司令官が直接管理していない場所を含め、適切にマスクを着用していることを確実にする責任がある。
8. このガイダンスは延長、廃止、取り消されない限り、今後通知があるまで有効なものとする。我々の海軍施設に所属、居住する人員の健康、安全、福祉を守り、在日米海軍及び米海軍日本管区の軍の任務を達成するために、このガイダンスにある措置は合理的に必要であり適切であると判断された。軍人による違反は統一軍事法典第 92 条に基づき罰せられることがある。米国民間人による違反は、管理処分（赴任期間短縮、基地への立入禁止）も

件名：在日米海軍におけるマスク着用に関する措置（アップデート X）

しくは懲戒処分になることもある。扶養家族による違反は、部隊のスポンサーシップの失効や扶養家族の早期帰国処分を含む管理処分になることもある。

C. A. ラティ

配布先：

CFAY, CFAO, CFAS, NAFA, NAFM, すべてのテナント部隊